

四万十市文化複合施設基本設計委託業務プロポーザルの  
第一次審査書類提出に関する質問の回答書

平成 31 年 4 月 17 日

このことについて、次のとおり回答します。

担 当 部 署 企画広報課 文化複合施設整備推進室

業 務 名 四万十市文化複合施設基本設計委託業務

施工(履行・納品)場所 四万十市右山五月町地内

**【代表企業枠】**

番号	質問内容	回答
1	「様式 代-10」には(積算)の表記がありますが、プロポーザル説明書 P. 10、P. 11 に予定技術者の記載上、積算担当技術者の評価項目がありません。またプロポーザル説明書 P. 3 の(2)代表企業者枠要件のEより、積算担当技術者の配置要求がないことから積算担当技術者分の「様式 代-10」は不要という解釈で宜しいでしょうか。	建築分野の積算担当については、参加資格要件に含まず評価項目の対象外ですが、該当者がいる場合は、提出してください。
2	プロポーザル説明書 P. 10、「10 審査基準」の各配点の内訳をご教示いただけないでしょうか。また、第一次審査評価の点数は候補者 5 者程度を選定する為の評価であり、第二次審査評価には持ち越されないものと考えて宜しいでしょうか。	配点については、プロポーザル説明書 P. 10~11 に記載しているとおりとし、詳細な評価の配点については公表しておりません。
3	プロポーザル説明書、4 ページ、6 選定方法等、(2) 代表企業枠第二次審査、において、「第一次審査通過者を対象とした技術提案書審査のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、特定者 1 者、次点者 1 者を選定する。」とありますが、選定方法として、代表企業枠第一次審査との合計点での選定でしょうか。	第一次審査の評価点と第二次審査の評価点の取り扱い及び公表の方法については、今後、四万十市文化複合施設基本計画等策定支援業務委託業者選定委員会において決定します。
4	実績 A (同様)、実績 B (類似) の評価の配点、また、記載する実績の件数と配点の相関関係をご教示願います。	

5	<p>&lt;プロポーザル説明書 6 選定方法等、10 審査基準について&gt;</p> <p>第一次審査で候補者 5 者程度に選出された場合、第二次審査の評価点は第一次審査の評価点を加点しないものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>上記のとおり</p>
6	<p>&lt;プロポーザル説明書 10 審査基準&gt;</p> <p>(1) 第一次審査&lt;代表企業枠参加者&gt;の参考見積書は基本設計のみを対象とし、実施設計は含まないものと考えて宜しいでしょうか。またその評価点の計算式があればご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>参考見積書は、基本設計のみとしてください。</p> <p>評価点の計算式等は、公表しておりません。</p>
7	<p>プロポーザル説明書 P.7 の「イ 代表企業枠の各様式の記載に係る留意事項等－⑤」について、記載した案件実績の証明資料として添付するということでしょうか。また、契約書や確認済証等も含まれるということと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>それぞれの実績の証明資料とするものです。契約書及び確認済証等、実績が確認できる資料であれば、問題ありません。</p>
8	<p>プロポーザル説明書 P.7 の「イ 代表企業枠の各様式の記載に係る留意事項等－⑤」について、担当者実績証明については不要ということと宜しいでしょうか。求められる場合、実施計画書等で添付している体制表や技術者通知届等の書類（いずれも発注者印なし）や雑誌等を含めて宜しいでしょうか。（契約書に体制表を綴じ込んでおり、体制表部分に発注者押印がない案件や、発注者に提出している体制表や技術者通知届、完了届等も含め、相互記名押印する様式になっていない場合が殆どの為）</p>	<p>管理技術者及び各主任担当者の実績証明が必要となります。</p> <p>証明資料については、押印された資料がない場合、実績が確認できる資料であれば、押印がないものでも可とします。</p>
9	<p>プロポーザル説明書、7 ページ、9 本プロポーザルに関する手続等、(1) 参加表明及び第一次審査、イ⑤に「実績については、発注者が証明したもの又は確認申請書等又は P U B D I S（公共建築設計者情報システム）等とする。」とありますが、業務契約書等の、実績の概要がわかる資料でもよろしいでしょうか。</p>	<p>（この欄は上記の回答と重複するため、この欄には記載されません。）</p>
10	<p>実績要件として、「延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の不特定多数が利用する公共的な施設」と定義されています。不特定多数が利用する公共的な施設として、庁舎、図書館、病院、スタジアム、体育館等は含むものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>庁舎、図書館、病院、スタジアム、体育館は含むものとします。</p>

11	<p>様式代-4 協力事務所の参加意思確認書について、協力事務所が自社以外の参加者と重なった場合の制限については、特にないものと解釈して宜しいでしょうか。（劇場や音響のコンサルタント等の専門分野の会社数は少数で限られる為、他の参加者と重なる可能性があります。）</p>	<p>協力事務所は重複しても問題ありません。</p>
12	<p>公告3（代表企業枠要件）エに記載の各担当技術者を配置するにあたり、協力事務所の方に技術者を担当していただく場合、他参加者の協力事務所と重複しても問題はないでしょうか。</p>	
13	<p>【様式 代-4】協力事務所参加意思確認書（代表企業枠）に記載する協力事務所とは意匠、構造、電気設備、機械設備の技術者に関する協力事務所と考えて宜しいでしょうか。ホール建築の場合音響設計やホールコンサル等の専門分野の事務所を協力事務所とするケースが多く、これらの協力事務所を記載するのは第二次審査以降と思われる。また、これらの専門分野事務所については数が限られているため、一般的には複数の参加事務所に協力事務所として参画することが多く、ご配慮いただきたいと思います。</p>	<p>協力事務所参加意思確認書（代表企業枠）に記載する協力事務所は要件に記載している、意匠、構造、電気設備、機械設備の技術者に関する協力事務所と考えてください。</p>
14	<p>技術者の実務実績詳細で、設計完了し現在施工中の案件は現時点で内観パースが公表されていないものがあります。その場合は、公表されている範囲でパース掲載をすれば宜しいでしょうか。</p>	<p>内容の確認ができれば、記載できる範囲で結構です。</p>
15	<p>プロポーザル説明書、11 ページ、10 審査基準、(2) 第二次審査&lt;代表企業枠参加者&gt;、において、「※第二次審査では第一次審査技術提案のテーマについて具体的に提案を求める予定である。なお、詳細については、第二次審査参加者に別途連絡する。」とありますが、具体的な提案とはどの程度のものでしょうか。例えばコンペティションのような詳細な模型や、CG作成、または枚数制限の無い様な提案が求められるようなイメージと考えてよろしいでしょうか。もしくは通常のプロポーザル方式と同程度とし、テーマ毎にA3で1枚程度と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>通常のプロポーザル方式と同程度を想定しておりますが、詳細につきましては、今後、四万十市文化複合施設基本計画等策定支援業務委託業者選定委員会において決定します。</p>

16	<p><b>【様式 代-13】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル説明書 P6 提出部数欄に「ホチキス留め 12 部」のご指示があります。他方、当様式は A3・1 枚以内とのご指示がございます。クリップ留めにて 13 部提出することによろしいでしょうか。</li> </ul>	<p>様式 代-13 については、13 部を留めずにご提出ください。</p>
17	<p><b>【様式 代-9 及び 代-11】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンセプトの補完等のため図面を記載することは可能でしょうか。また、写真点数は内外とも 1 枚「以上」とすることは可能でしょうか。</li> </ul>	<p>コンセプト補完のための図面は記載可です。 写真は外観・内観各 1 枚としてください。</p>
18	<p><b>【各様式に添付する証明書類等について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書類は指定様式とは別にホチキス留め等にて提出することによろしいでしょうか。</li> <li>・また、その場合の提出部数をご指示ください。</li> <li>・証明書類について企業の実績、管理技術者の実績、各担当技術者の実績で共通するものについては共用することとし、様式ごとに準備する必要はないとしてよろしいでしょうか。</li> </ul>	<p>証明書類は、指定様式に続けて添付し、様式と一緒に綴ってください。提出部数は、指定様式と同じ部数としてください。 実績証明書類に関し、企業の実績については、全て添付するものとし、管理技術者及び各主任担当技術者において、実績が共通するものについては、共用しても問題ありません。</p>
19	<p><b>【様式 代-3 及び 代-4】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル説明書 P6 提出部数欄に「2 部」との表記がございますが、「正 1 部・副 1 部 計 2 部」としてよろしいでしょうか。あるいは正 2 部の提出が必要でしょうか。</li> </ul>	<p>正 2 部を提出してください。</p>
20	<p><b>【各様式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欄外に注記がある様式については、当該注記を削除の上、欄を広げて記載することは可能でしょうか。可能な場合、用紙下部について余白寸法のご指定があればご指示願います。</li> </ul>	<p>余白寸法についての指定はありません。出来るだけ、現在の書式のままをご使用ください。</p>
21	<p><b>【基本設計仕様書】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P3 に整備予定地の地質調査資料はない（平成 32 年度に予定）との記載がございます。本業務の履行期間は H32. 2. 29 とされており、履行期間内に地質調査が実施されないスケジュールとなっておりますが、基礎検討に必要な参考になる資料については履行期間内にご提供いただけるものとしてよろしいでしょうか。</li> </ul>	<p>地質調査については、平成 32 年度の実施を予定しているため、基本設計の段階では調査資料はありません。 周辺の状況等を考慮しながら、発注後の協議の中で、提供できる資料があれば対応します。</p>

22	<p>【基本設計仕様書】</p> <p>・P2 5 業務基礎条件 5) に記載の「現地調査」、P3 7 調査・打合せ及び記録 3) に記載の「敷地調査」とは現況確認の意味でしょうか。そうでない場合、業務費算出に必要な具体的な調査項目についてご教示願います。</p>	<p>現況確認を意味しています。</p>
23	<p>【基本設計仕様書】</p> <p>・P6 事項リスト 6 総合設備計画検討 (5) 電波障害とは、舞台音響設備等に及ぼす電氣的ノイズ等の対策検討、7 電気設備計画 (2) 電波障害予測とは、TV 受信障害予測の机上検討と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>6 総合設備計画検討 (5) 電波障害とは、施設の存在による計画地周辺のテレビ等受信環境の変化等を含め、計画地周辺に及ぼす影響の程度についての検討、7 電気設備計画 (2) 電波障害予測とは上記についての予測と考えてください。</p>
24	<p>【基本設計仕様書】</p> <p>・P8 事項リスト 16 環境配慮 (3) CASBEE 評価目標の考え方 とありますが、高知県あるいは貴市において当該制度の導入はなされていないと認識しております。履行期間内に同制度導入の予定があり、それに向けた検討ということでしょうか。</p>	<p>市として制度導入はありませんが環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムとして CASBEE 評価する予定です。</p>
25	<p>【基本設計仕様書】</p> <p>・P8 事項リスト 20 説明資料等 (1) 完成予想パース A3 版 2 面とありますが、P9 ■透視図作成には異なる表記があります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。</p>	<p>完成予想パースは、地元への説明やワークショップの際に使用する資料、透視図は基本設計完了時に作成していただくもので、異なるものとなります。</p>
26	<p>【基本計画】市施設の各機能および JA 施設のそれぞれの運営時間は異なりますでしょうか。異なる場合はおよその運営時間、若しくはその方針をご教示願います。</p>	<p>方針は現時点では決まっていますが、運営時間は異なることが想定されます。</p>
27	<p>【基本計画】P7 に建設予定地の図がありますが、縮尺のわかる図 (若しくは寸法を測ることのできる図) をご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>昭和 58 年の区画整理における測量図がありますが、現状とは一致しないため、本年度、用地測量業務を行う予定です。</p>
28	<p>建設予定範囲が分かる測量図等 (スケールが分かる CAD データ等) をご提示願います。</p>	<p>現時点で、提示できる図はありません。</p>

29	<p>四万十市文化文化複合施設基本設計プロポーザル説明書 9-イ-⑥について</p> <p>受賞実績の主催者に“公益社団・一般社団等の公益法人”は含まれますか。</p>	<p>公共団体、建築学会が主催するものとし、公益社団・一般社団等の公益法人は含みません。</p>
30	<p>様式 代-13 について</p> <p>① 文章に網掛けや彩色等は許容されますか。</p> <p>② 文章を補完する“写真”を貼ることはできませんか。</p> <p>③ 考え方を模式化する“ダイヤグラム”や“チャート”での表現は許容されますか。</p> <p>④ 基本計画で示されている“ブロックプラン”は引用できませんか。</p> <p>⑤ 「四万十市総合計画」や、「中心市街地活性化基本計画」等の四万十市資料に掲載されている図等の引用は許容されますか。</p>	<p>① 網掛けや彩色等は可です。</p> <p>② 写真は不可です。</p> <p>③ ～ ⑤ 建物の形状等に関係のない図表（体制表）は可です。</p>
31	<p>「高知県農業協同組合幡多地区本館」の建て替え位置が決まっているようであれば、教えてください。</p>	<p>文化複合施設の建設予定地の南東側、現在の J A グリーン の建物付近への建替えを予定しています。</p>
32	<p>上水道、電気、ガス等のインフラ整備状況とルートをご教示ください。</p>	<p>上水道：市の水道本管が、施設予定地西側の国道 439 号及び南側の市道に敷設されており、どちらからも引き込み可。</p> <p>電気：四国電力の電力柱より引き込み可。</p> <p>ガス：プロパンガスを使用可。</p> <p>* 四万十市はプロパン以外のガスはありません。</p>
33	<p>【様式 代-2】協力事務所の欄に一級建築士事務所の登録番号を記載する箇所がありますが、協力事務所は一級建築士事務所の資格を有していることが条件となりますか。</p>	<p>【様式 代-2】1 設計事務所の登録等の提出事務所及び協力事務所（一級建築士事務所）において一級建築士 5 名以上の体制がとれていれば、その他（電気設備・機械設備等）の協力事務所が一級建築士事務所の資格を有している必要はありません。</p>